三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	尾島　邦治
変更後	〃

(2)　変更年月日

平成二十六年一月三十一日

○中部地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県下伊那郡平谷村一番一九七から同村六五番三まで	前	一九・二〇～三七・四四メートル	一一・二〇～三三・五〇キロメートル
	後	一九・二〇～三七・四四メートル	一一・二〇～三三・五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
田辺市稲成町字新江原三一五〇番から同市芳養町字サビ七番一まで	前 A	九・二〇～二五・〇〇メートル	三三・〇〇～四七・〇〇メートル	
	前 B	二五・〇〇～八〇・二〇メートル	七五・〇〇～一三七・〇〇メートル	
	前 C	八〇・二〇～一〇二・八〇メートル	一三七・〇〇～一七五・〇〇メートル	
	前 D		一七五・〇〇～一九七・五六メートル	
	後 A	九・二〇～二五・〇〇メートル	三三・〇〇～四七・〇〇メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	二五・〇〇～八〇・二〇メートル	七五・〇〇～一三七・〇〇メートル	
	後 C	八〇・二〇～一〇二・八〇メートル	一三七・〇〇～一七五・〇〇メートル	
	後 D		一七五・〇〇～一九七・五六メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月十七日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　登録番号

中国地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	坂本　裕美
変更後	〃

(2)　変更年月日

平成二十六年三月三十一日

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
吉野川市鴨島町上下島字野神ノ元一二五番八から同市鴨島町上下島字宮内八六番八まで	前	一一・一八～一五・九七メートル	〇〇・〇〇七キロメートル
	後	一五・九二～一五・九七メートル	〇〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号及び三百十八号	吉野川市鴨島町上下島字松元三八九番一から同市鴨島町上下島字宮内八七番八まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月十七日

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
水俣市桜井町二丁目九〇番から同市桜井町二丁目一番まで	前	一六・九六～一八・五三メートル	〇〇・〇二五キロメートル
	後	一六・九六～二三・三〇メートル	〇〇・〇二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦